

岩手県告示第139号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該一般廃棄物処理施設の変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成31年3月1日から同年4月1日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成31年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 一般財団法人クリーンいわて事業団 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地

(2) 代表者の氏名 大泉 善資

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番及び172番3並びに字北田112番2、117番2、117番3、118番3、123番3、123番4、158番、173番、178番及び366番

3 一般廃棄物処理施設の種類 最終処分場

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物

5 申請年月日 平成31年1月10日